広島地方裁判所所蔵 『却下文書』(明治十年)について(一)

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会 雄

代表 矢 野 達

藤

谷 浩

解 - 『却下文書』について—

される民事裁判言渡案を四分冊に手分けして公刊した。その後も 明治初年代、当時の浜田県(現在の島根県浜田市に浜田県庁が置 の担当職員)が、当時の県庁長官指揮下で審理・立案したと推定 明治初年代、廃藩置県直後の広島県庁聴訟課(民刑事裁判事務課 おける明治四(一八七一)年から同九(一八七六)年までのいわ かれ、島根県の西半分―石見国―を行政管轄区域としていた)に 筆者らは先に『裁判申渡案―自明治五年 至同九年―』という、 『訴訟審判録』(民事裁判言渡書に相当するもの)を、引きつ

兀 \equiv

注の部

本文読下し(【二】~【四〇】)

解題 目 次

―『却下文書』について-

Ŧī.

写真 (四葉) 目次([二]~[四〇])

一六(一一六)

観念が支配的であったこともあり、行政権と司法権とが未分観念が支配的であったこともあり、行政権と司法権とが未分方長官として任命された県令(現在の県知事に相当)が置かれ、方長官として任命された県令(現在の県知事に相当)が置かれ、方長官として任命された県今(現在の県知事に相当)が置かれ、方長官として任命された県令(現在の県知事に相当)が置かれ、方長官として任命された県令(現在の県知事に相当)が置かれ、方長官として任命された県令(現在の県知事に相当)が置かれ、一次には、一次できる貴らはいずれも明治初年の裁判事情を明らかにすることができる貴らはいずれも明治初年の裁判、行政権と司法権とが未分権の、対して、世に問うた。これでき二分冊に分けて、最近、<資料>として、世に問うた。これでき二分冊に分けて、最近、<資料>として、世に問うた。これできる責めが表現して、

続いていた。

続いていた。

徳いていた。

徳いていた。

徳いでは、一八七七)年半ば頃まで、特に広島県ではれたのが明治九(一八七六)年四月になってからである。このよれたのが明治九(一八七六)年四月になってからである。このような法状況が明治して、一次である。

厚であったことなども影響して、同条例中の県治職制にも、庶務

―というよりも、司法は行政の道具と見る風潮が支配層に濃

租税課、出納課と並んで聴訟課が置かれていたことがあった

(その後、「県治条例」は明治八(一八七五)年廃止された)。

ゆるす指標の一つが、以下に紹介する<資料>『却下文書』で、は、広島県ではどのようなものであったのだろうか。その推定を二 では、このような過渡期にあっては、とくに司法=裁判事情

具体的に窺うことのできる好史料ではないかと、明治期の裁判史 治二十三(一八九〇)年まで待たなければならなかった。 多くの先学が指摘しておられるように、訴訟手続に江戸時代の法 裁判一般を規律する成文法としては、明治六(一八七三)年の 令や慣習などが運用されていたこと、さらに明治期の前半、 れた。なぜならば、明治期早々の頃の裁判ことに民事裁判事情は 部」と記載されている二冊の裁判史料に見いだされるように思 治十二年 至同十三年 記載されており、同じような<資料>『却下文書』、表紙に「自明 表紙に「明治十年 「訴答文例」が見られたに過ぎず、民事訴訟法が制定されるには明 したがって、明治期前半の民事裁判において、審理の取扱いを 民第二五号ノー 民第二五号ノ二止 広島地方裁判所民事部」と 広島地方裁判所民事

たからであった。
知実務に永年たずさわってこられた方々の貴重な回顧談を想起し判実務に永年たずさわってこられた方々の貴重な回顧談を想起しが、あえて筆者らが本資料の紹介に踏み切ったのは、かつての裁が、あえて筆者らが本資料の紹介に踏み切ったのは、かつての裁判を偲ぶ資料は他にも多く見られた

料調査に永年にわたり専念してきた筆者らの眼に映じたのである。

た。現在の裁判では到底想像のつかない、当時の法令も何もかも多さを判事補の技倆とするかのような風潮があったと語られてい訴状の審理の結果、当時の判事補は訴状の多くを却下し、却下のその回顧談中のエピソードとして、民事訴訟の目安糺と称する

書』を通して、当時の訴訟の審理状況に具体的に接することにな なければならない。いずれにせよ、明治初期の裁判史料 参考までにその当時の「目安糺」に関する二つの法令を取り !な頃の裁判実務を先人たちは経てきたことをわれわれは知ら 『却下文

つは、明治八(一八七五)年十二月十二日公布の司法省甲第

上げておくことにする。

十六号布達である。

(リ)相定(メ)候条此旨布達候事 民事訴状目安ノ際、不受理又ハ願下ゲノ取扱方、 左ノ通

裁判官訴状ノ目安糺ヲ為シ、受理ス可ラズト思料 書シ裁判所ノ印ヲ押シ下戻シ侯テモ苦シカラズ候事 ル者ハ其判文ヲ訴状ノ表紙又ハ訴状ノ末ノ余白ニ朱 ヲ作リ訴状ト共ニ下渡シ申スベク、尤モ判文短簡ナ ル時ハ必ズ其受理ス可ラザルノ理由ヲ記シタル判文 ス

第二条

本ニ願意ヲ聞届ケタル旨ヲ朱書シ裁判所ノ印ヲ押 願書二本ヲ受取リ、其一本ハ裁判所ニ留置キ、 ルニ付キ控訴又ハ上告ヲ為サ、ルノ旨ヲ記載シタル 人ヲシテ何々ノ理由ニ因リ出訴スルノ権利ヲ抛棄ス 出訴スルノ権利ヲ抛棄スル事ヲ申出ルニ於テハ原告 時ハ取リ下ゲヲ為ス事ノ理由ヲ審問シ原告人ニ於テ 原告人ヨリ差出シタル訴状ノ取下ゲヲ願(ヒ)出ル 其一

ルヲ得ス」(『法令全書 明治八年ノ2 (第八巻の2) 法文中の句読点などを付し、常用漢字に改めるなど 一七四七頁以下。なお、 裁判官ヨリ理解ヲ為シ訴状取下ゲ願ヲ出サシム 読者が読みやすいように、

省丁第二十九号達である。これは江戸時代以降の法制であ 名宛人としたもので、 安糺の廃止を告げている。 即ち当時の上等裁判所・地方裁判所を つった目

いま一つの法令は、明治十(一八七七)年四月五日公布

の司

した。以下同じ)

ヲ待タズ直(チ)ニ受理不受理ヲ判決スル等ノコト有之候処右 九〇六頁以下。『法令全書』は復刻版・原書房に依る)。 下調ヲ為スハ此限ニアラス」(『法令全書 明治十年 ハ廃止可致候条、此旨相達(シ)候事。但大審院ニ於テ願訴ノ 従来目安糺シト云(フ)成例アリテ出訴ノ起頭、被告ノ答弁 - 367

び同八年の『訴状受取録』その他の記録・簿冊を散見したなかで 代の民事訴訟事件の調査をとおした披見の限りで、 訟手続き等については十分な知識を有していない。 印象では、 筆者は、民事訴訟法史に関しては全くの門外漢であるため、訴 却下事件がかなり見られた。今後の調査で、さらに ただ明治初年 明治七年およ

四

四

0)

明治十年前後の却下事例の実情に接してみたいと思っている。

(注1) 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会「明治初年代、広島県庁 の民事裁判について(一~四)」『修道法学』第三四巻一号~三五巻二

(注2) 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会「明治初年代、浜田県庁 の民事裁判について(一~二)」『修道法学』第三六巻一号~三六巻二

(注3) たとえば、石井良助『近世民事訴訟法史』、同『続近世民事訴訟法 史』(いずれも創文社)、鈴木正裕『民事訴訟法史・日本』(有斐閣 明治六(一八七三)年七月十七日公布太政官布告第二百四十七号

(『法令全書 第六巻ノ一』三二〇頁) 日本法理研究会『明治初期の裁判を語る』(日本法理叢書・別冊四

昭和十七年三五頁以下〔三八頁〕参照。

(加藤 高

二 本文読下し(【二】~【四〇】)

[一A]【二】【訴訟入費請求】

〔本訴〕***井手取除キ一件ノ該訴訟入費ハ被告KS只吉ニ於テ **「横地安信」の丸朱印

* 本文は朱書き

裁許不服ノ旨ニテ

控訴中ニ付〔該訴一件〕***当今受理セズ却下候事

主

*** 点により削除

一色」****

フク 「小島」****

**** 丸朱印 **** 丸朱印

明治九年十二月廿二日

訴訟入費請求之訴状

廣島縣安藝國廣島袋町

***** 目次では原告氏名は

「KK 七郎次外一名

一B) 農 冨田 治左衞門***** 農 冨田 治左衞門*****

<u>В</u>

(記述なし)

[二A] **【二】【貸金催促】**

 $\frac{\Xi}{B}$ 〔三A〕【三**】【貸金催促】** 第三千八百号(註3) 本訴ノ証ハ他人ヨリ譲受ノ証書ナルニ付明治九年 (記述なし) 申立ルニ付訴状却下候事 本訴ハ出訴ノ当日被告ヨリ延期依頼ヲ承諾セシ期限内ノ旨 貸金催促ノ訴状 広島地方裁判所所蔵『却下文書』(明治十年)について(一) 大坂府 明治九年十二月二十八日 摂津国堂島中二丁目 フク 主 □番邸 KT 助太郎 IT 伊三郎 「小島」** 一色」** 同居 * * *「横地安信」の丸朱印 丸朱印と付箋に朱書き 丸朱印と付箋に朱書き 「フク」は平仮名書き 「横地安信」の丸朱印 \(\frac{\pm}{B}\) 現今該家戸主傳次郎ニ対シ返金請求スルトモ明治六年 本訴証書面借主サヨ儀ハMO家戸主中ノ負債ナル迚 十二月六日付ニテ相続人ハ傳次郎ナル旨届出タル上ハ仝人 [四A] 【四】【貸金催促】 第貳号**** (記述なし) ニ拠リ受理セズ却下候事 〔太政官〕**第九十九号御布告 (注4 貸金催促之訴状 廣島縣安藝国廣島袋町 明治十年一月四日 九百五十三番邸 寄留 フク 主 冨田 治左衞門 |川北|| *** 「一色」*** 印* ** [] 内、点により削除 *「横地安信」の丸朱印 1 1 11 (1 1 1 1) **** 朱書き * * 丸朱印

/ 資

修道法学 三七巻 一号

非レハ受理セス訴状却下候事シテ自己ノ負債ニ帰スへキ者ニ付仝人ヲ被告トスルニシテ自己ノ負債ニ帰スへキ者ニ付仝人ヲ被告トスルニ 戸主タルコト判然タリ然ラハサヨ既ニ戸主ノ権利無ク

七等判事

印 *

主

川北

祐利

钔

**「横地安信」の丸朱印

訴状は紛失か

四級判事補 十二等出仕

一色 小十郎 印

明治十年一月九日

月十日 却下

**「丸朱印

**「丸朱印

該訴遂審問処旧廣島藩代官所へ調達セシ金

訴状却下案伺

員ノ旨申立提供スル第壱号証書ニ於テモ旧

済方当時区長取約中或ハ租税課へ伺ノ上 藩債タル瞭然タリ然リ而シテ第二第三両号 ノ証書ニ到リ賀茂郡阿賀村へ借受候ニ付返

貸金催促之訴状

明治十年一月六日

フク 主

「一色」** 「松野」**

返弁方取謀候筈ニ付云々等ノ記載有之ヲ 以テ直ニ戸長ヨリ返弁受度旨請求スト雖

五 B モ事理曖昧トシテ結果セサレハ民法上未権理

ノ到ラサル者ニ付難及受理愬牒却下候事

明治十年一月

* * 朱書き

回 B

第五十四号***

YM 克太郎 同居

商

YN 正雄

廣島貳町目五百三拾七番邸

廣島縣安藝國

(記述なし)

十年第四十三号* 〔五A〕【五】【(貸金) 訴状却下案伺】 ^{〔注6}〕

欄外上部に墨で横書き

[六A]【五一二】【原告代人陳述書】

明治十年一月八日目安審問二付原告

| 広島地方裁判所所蔵『却下文書』(明治十年)について(一) | セル旨申立ル上ハ事実損害ナキ違約料ニテ徒ニ要求本訴証書ニ基キ結約履行セサルニ於テハ素ヨリ違約ノ償金請求印* *「横地安信」の丸朱印〔七A〕【六】【可請取山代価違約】 | | II 春哲 印* * 小判型朱印 | (六B) | 右戸長ヨリ返弁受度候事 | 今日ニ到ルト雖更ニ返弁不致呉ニ付 | へ縣合第三号証書ヲ受取シニ荏苒租税課ヨリノ下紙ニ基キ尚戸長 | 第二号証書之通リ歎願致セシ処 | 第一号証書ノ通調達致シ爾後 | 旧廣島藩政ノ頃賀茂郡代官所へ | 第一条 | 第一章 | 代音》 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------|------------------------|-------------|------------------|-------------------------------|----------------|---------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|-----|-------------------|
| (1) | 可請度山代価違約ノ訴御審問ヲ受明治十年第七十八号* * 本文書は、署名を除き全文朱書き〔八A〕【六-二】【原告人の陳述書】 | (記述なし)(記述なし) | 商 SM 萬三郎 | 同縣同国廣嶋研屋町□□□番邸 商 MM 唐一 | □□□□□番짾 | 廣島縣安藝国廣嶋六丁目下組 | 可請取山代価違約之訴状 | 明治十年一月八日 | | 副「山田」************************************ | 主 「松野」************************************ | 印* | ナス可ラサル者ニ付受理セス却下候事 |

*「横地安信」の丸朱印

原告人左ニ申上候

第一条 該証書中違約料云々記載ノ

儀ハ事実損害ナキ違約ノ償金ニシテ 証表ノ通山代価悉皆払呉レ候へハ

セサルニ於テハ則違約料ハ素ヨリ

請求セスト雖モ若シ結約履行

右之通相違不申上候 要求仕候本旨二御座候事 已上

明治十年一月九日

八 B

M M 唐一

S M 萬三郎 印印

追 加

第二条 該訴被告ニ於テ定約履行

落セルニ付残金渡シ不呉若シ被告ニ於テ売 セサル旨趣ハ当初売渡シタル代価ヨリ方今下

渡シノ地所伸縮境界ニ関シ申立ル趣ハ自 分共ニ於テ異議ナク該件ニ付入費等

M M 唐一

悉皆弁償可仕儀相違無御座候事

S M 万三郎 印 印

〔九A〕【七】【証書実印押捺請求】

本文は朱書き

明治六年第二百三十九号ノ公布ニ依リ裁判上証 (注10) 該件証書請取通帳ニ非スシテ店判ヲ用ユル者ニ付

据二不相立訴状却下候事

明治九年一月十日 主 山 田 *

松野**

* * *

丸朱印 丸朱印

明治十年一月九日

証書実印押捺請求ノ訴状

廣島縣安藝國廣島榎町 六百廿九番次新拾五番邸

平民 原田 東三郎

九 B 第九十三号***

(記述なし)

*** 朱書き

印* 印* [一一A]【九】【貸金催促】 [一〇A] 【八】【二重取米代価取戻し】 第百貳十貳号 トノ事実ヲ証スベキモノニアラズ故ニ受理セズ訴状 本訴第一第弐ノ証ハ被告人ニ於テ米代価二重ニ受取タル (記述なし) 一重取米代価取戻シノ訴状 広島地方裁判所所蔵『却下文書』(明治十年)について(一) fj * 阿賀村|||番邸 廣島縣安藝國賀茂郡 明治十年一月十日 一月十一日 主 副 KS 助三郎 松野** 一色** *「横地安信」の丸朱印 「横地安信」の丸朱印 * 丸朱印 丸朱印 明治十年一月十五日 〔一二A〕【一○】【(貸金) 愬牒却下案】 ^{〔注记)} 七等判事 十年第百五十九号* 第六十六号 印紙貼用ナキ証書ヲ以テ訴出ルモノニ付受理及バス (記述なし) 訴状却下候事 貸金催促之訴状 印 ** 明治十年一月八日 大石村八十四番邸 兵庫縣摂津國莬原郡*** 主 副 主 十二等出仕 「松野」** 「一色」** 一月十五日却下** * 欄外上部に事件番号を墨横書き 一月九日 川北 祐利 ***「横地安信」の丸朱印 *** 読みは「うはら郡 一〇八 (一〇八) 钔 * 丸朱印 丸朱印

副 四級判事補 色 小十郎

钔

愬牒却下案伺

該訴小室信夫部理代人ノ名義ヲ以テ出

布達ニ牴触スルヲ以テ受理及ハス愬牒****却

****「愬」は「訴」に同じ

本訴両証書ハYD耕造取次ニテ仝人手ヨリ領

原告人

収シ金円亦該人へ付与セシ者ニシテ被告面前結約 ノ証書ニ無之旨申立ルニ付右耕造審問及フ処原

告ヨリ受取シ金額ハ被告方取次ノ手続ニ基キ亡

於テハ一切 覐 **無之旨弁駁スル耳ナラス該証不正ノ 達セシ有無ハ弁知セサル旨陳述セリ而シテ被告ニ TN彦助等へ相渡シタレトモ仝人ヨリ被告冨藏*へ伝 * 目次では **「覚」

富造」

 Ξ B

(記述なし)

告申立ル上ハ被告へ対シ督促ノ憑拠ナク且既ニ刑法 書面ナル迚方今刑事ノ推問中ニ付〔所持セサル旨原

ノ糺問ニ渉リシ者ナレハ〕*仝方到底ノ処断ヲ受ケサル

以前民法上其書ノ権利得失ヲ論スヘキ筋無之〔順次ニ非ス〕** * [] 内の三行は棒線で削除

** 〔〕内は棒線で削除

仍テ該両証書共採用及ヒ難ク訴状却下候事

但 訴訟入費ハ規則ノ通被告并引合人へ弁償ス

可シ

被告人

の丸朱印

今刑事ノ糺問中ニ付〔ニ係リ 該件原告 愬 ル両証書ハ不正ノ書面ナルヲ以テ方

七等判事 印*** 明治十年一月十三日 第三千六百七十五号六号** 〔一三A〕【一一·一二】【(貸金) 訴答却下案伺(注)[d]

欄外右側に「一月十六日却下」

の墨書き

** 欄外上部に墨横書き

主 ***「横地安信」

十三等出仕 松野 節夫印

副 十二等出仕 川北

祐利

钔

374

却下致シタルニ付答書擯斥候事 二 四 A 失ヲ論スヘク筋無之旨趣ニ因リ訴状原告人へ 仝方処断ヲ受サル以前ハ民法上其書ノ得 原告所有セサル耳ナラス〕*** 但 訴訟入費ハ成則ノ通原告人ヨリ弁償ヲ受クヘ 内は棒線で削除

> 承知モ致居候間戸長へモ相届候 処相違無之趣ニ付貸渡候事

第三条

二 五 B 右貸附ノ儀ハ都テ取次人

正金相渡候節モ耕造へ

YD耕造ナル者罷越シ申入当

相渡候事

第四条

出訴前取次人YD耕造時々

出訴候事 催促致候処返戻無之二付

二四B

(記述なし)

第五条

三千六百七拾五号訴ノ証拠及ヒ

三千六百七拾六号訴ノ証拠モ同様

YD耕造ヨリ受取候ニ付都テ

(一五A)【一一・一二-二】【原告人の口供書]

明治十年一月十一日御審問ニ付

六A

本人并証人へ掛合不致候事

号ハ戸長奥書無之候事 第一号ハ戸長ノ公証有之第二

同日ニー口ニ貸付印形等モ被 告本人実印ニ付SM富

一〇六 (一〇六)

— 375 —

右地所ノ儀ハ近隣ノ地ニ付兼而

第一条

原告人口供

広島地方裁判所所蔵『却下文書』

(明治十年) について (一)

該件六十三円四拾銭ノ地所書入

証書ヲ以金円貸渡候事

修道法学 三七巻 一号

相違無之候間自分他行中

〇五 (一)五

藏*ヨリ返弁可致義務

目次では「冨造」となっている

NJ 文之進 飣

追

第六条 該件両証書ハ明治九年十二月廿三日 比ト相覐警察出張へ御呼出ニ付謀書印ナル不

一六 B

第七条 前条ノ次第ニテ該証書正不 正ノ書面ナル趣ヲ以御引上ニ相成仍テ持参不仕事

正ノ御処分ハ未タ不罷在付差置候事

第八条 前条両証書ハ既ニ刑事課ニ於テ御糺弾

中ニ有之候事

造へ相頼ミ今般ノ原告ヨリ 地券状等ヲ持出シYD耕 所業二而留守中印形并 妻ミトナル者TNハイ両人ノ

一 七 B

金円借受候趣ナレトモ自分ハー切

存シ不申事

第三条

右不埒之所業致妻ミト警

察へ自首仕当時御吟味中 ニ付同人等ヲ御糺明之上ハ判

テ申立候通ニ御座候事 然可仕自分ニ於テハ答書

S M 冨藏 印

一七A】【一一・一二-三】【被告人の口供書

明治十年一月十一日御審問二付

明治九年第三千六百七拾五号同三千

⌒八A]【一一・一二−四】【引合 (人)

) の陳述書]

第一条

被告人口供

六百七拾六号

貸金催促ノ訴答引合トシテ御審

問ヲ受左ニ申上候

文名下ノ押印ハ自分実印

同三千六百七拾六号ノ訴状ニ附ス証 原告事申越ス第三千六百七拾五号

シ尤〔モ〕仝人ノ言ニ応シ口銭トシテ弐円四拾銭受 両口合〔セ〕テ八拾円借受直ニ右彦助へ正 子入用ノ趣ヲ以借用方ノ依頼ヲ受原告ヨリ金 該両件ノ義ハ原由亡TN彦助傳ヒ被告金 二相渡

第二条

取費用仕候事

原告訴状記載ノ両証書ハ前条ノ通亡彦

八八B

旨承リ謀書印等ノ儀ニハ決而無之儀ト安堵シ 証書持参候処素ヨリ仝人ノ実印ニ相違ナキ 仕タル事無之尤印届トシテ戸長役場へ該 助ヨリ受取借主冨藏へハ此後ニ付一切面談

取扱候事

第三条

亡ノ今日ニ至リ何トモ実否取調難付候事 人ニ於テ借主冨藏へ相渡シタル有無ハ彦助死 前条取扱ノ金額ハ彦助へ渡シタル以後仝

第四条

右彦助儀ハ目今居所分明ナラサルTNワイト申

二九A 者ノ夫ニ有之候事

広島地方裁判所所蔵 『却下文書』 (明治十年) について (一)

第五条

節彦助死去ニ際シ仝人妻ワイニ於テモ該件 助へ相渡シ残ル弐拾円モ仝人へ可渡筈ナルヲ折 前第三条ニ申立タル八拾円ノ内六拾円ハ彦

曽而承知ノ趣ニ付前々ヨリ手続ヲ以右ワイ へ相渡候ニ相違無御座候事

右之通相違不申上候 已上

明治十年一月十二日

Y D 耕造

印

(二九B) (記述なし)

[二○A]【一三】【年賦金并に異約償金請求】

____ *

底事実損害ナキ償金ナルニ付裁判上無効ノモノトス 該訴目安相糺ス処原告請求スル年賦金ノ外違約償金ハ到 *「横地安信」の花押か

仍テ受理セス却下候事

月十七日却下

〇 四 (一〇四)

副 主 山田 ** 「小島」**

*

丸朱印

税課伺ノ有無而巳弁知致シ度旨趣要求

弁方請求ノ廉記載シアリ然ルニ証書中租

丸朱印

因旧廣島藩債ナル旨申立ルト スルニ於テハ名実抵触スルニ付且該証書ノ原

年賦金并二異約償金請求之訴状

明治十年一月十五日

受理難及訴状却下候事

筋ノ証憑書無之上ハ事由明瞭ナラサルニ付

[雖] トモ判然其

= B

(記述なし)

目次欄には

* * *

六百二拾九番次新十五番邸 廣島縣安藝国沼田郡廣瀬村

平民

原田

東三郎***

M K

和吉

(I) (B) 第貳百七号

(記述なし)

[二一A]【一四】【(貸金取約違約) 却下案伺】 欄外上部に墨横書き

明治十年一月十七日 一月十七日却下

**「横地安信」の丸朱印

七等判事 印業

第貳百九号*

十三等出仕 松野 節夫印

主

副 三級判事補 山田 熊雄 钔

却下案伺

本訴ハ貸金取約違約ノ名義ニテ金円返

[二二 A] 【一四一二】【原告代人の陳述書(音)(

明治十年第貳百九号

貸金取約ノ違約ノ訴御目安糺ニ 付原告代人左二申上候

第一条 該訴証書中旧藩御代官所伝

云々記載ノ儀ハ旧廣島藩御代官所へ 立用シタル金円ニシテ全体藩債

ニ相立へク者ニ有之候処其儀是迄度 々租税課等へ上申スルトモ当時区長取約

メ中等ノ指令有之只々遷延スル而巳 ニテ結局ニ至ラサルヨリ先般勧解願出

被告面対ノ上調整シタル証書則該

= B

右之通相違不申上候 已上 訴記ノ書面ニ相違無之候事

明治十年一月十六日

追加

第一条 (棒線で抹消)

第二条 該訴請求ノ旨趣ハ被告へ対 シ返金督促スルニハ無之羽文ノ通租税

課へ伺ノ有無ヲ承知仕度儀ニ御座候事

II 春哲 印

[二三A]【一五】【(訴訟入費)訴状却下案伺】* * 欄外上部に墨横書き

第貳百三号

七等判事 □** 明治十年一月十七日

**「横地安信」の花押か。[二〇A]のと同じ。 十七日却下

十二等出仕 川北 祐 利 印

主

副 四級判事補 一色 小十郎 印

訴状却下案伺

該訴提供スル書面IH村人民ヨリ

テ副戸長河野桂之助へ対スル筋無之耳 TG柳平SSK祖一へ対スル書面ニシ

広島地方裁判所所蔵『却下文書』 (明治十年) について (一)

及受理訴状却下候事

明治十年一月

ナラ主的トスル〔其〕***金額ニ到テハ無証拠ニ付旁以難

*** [] 内の文字は朱点で抹消

(記述なし)

[二四A]【一六】【家券証請求】

求スル期限ヲ過去リ訴出ツル者ニ付受理 建物書入質規則中書入質証券ヲ請

印*

セス却下候事

主 小島**

丸朱印および附箋に朱書き

副

松野**

丸朱印および附箋に朱書き

明治十年一月十八日

家券証請求ノ訴

1011 (1011)

「横地安信」の丸朱印

/ 資 料\/

> 修道法学 三七巻 一号

廣島縣安藝国

安藝郡大須賀村

千百八拾三番邸

奥本 數奇男*** **

「KZ 友之助」

三四B 第貳百八十号

(記述なし)

目次欄には

(記述なし)

三五B

無之者ニ付受理セス却下候事

然ル上ハ地券名前切替ヲ要求スル権利

[二六A] 【一七-二】 【原告人の陳述書]

原告人左ニ申上候

地券証名前切替要求ノ訴御目安糺ニ付

第一条 今般訴上候証書題目ニ売預ケ ト有之ハ田地ヲ売渡シ直々預リ小作

致ストノ旨趣ニ候事

第二条 年貢諸役ハ被告人ヨリ相納メ

迠受取リ来リ候事 居リ候尤加子地米弐石ハ明治七年

目次には「地券 名前書換請求_

*** 朱書き

第三条 明治五年地券発行ノ節モ論 地々券証申受方村役場へ申出候処

三六B)

告人名前ニ相成リ居ルニ付得渡不申 村役人ニ於テ村方名寄帖ノ名前未タ被 第貳百五十八号

〔二五A〕【一七**】【(地券名前書換)**

訴状却下案伺

七等判事 印**

**「横地安信」の丸朱印

範一郎印

欄外上部に墨横書き

一月十九日却下***

主 十四等出仕

小島 一色 小十郎 印

副 四級判事補

訴状却下案伺

地所差戻スヘクトノ約定有之ニ付名ハ売渡シ 該訴*目安及審糺処証書中元金返済セハ

貢祖諸役モ文政年中**ヨリ殆ト六十余年 ト雖モ実際貸借ナルヲ明証スヘク且該地ノ

** 西暦一八一八~

三〇年

ニ非ラスシテ実際貸借タルコト明白疑ナシ モ被告人ニ於テ拝受セル上ハ倍々田地売切 間被告人ヨリ相納メ来リ加之明治五年地券証

印 * 第四条 [二七A] 【一八】【貸金催促】 右之通相違不申上候 以上 印税反則二付訴状却下候事 受ケ居リ候事 合ヲ遂ケ居リ候事 段申答へ候間今日迠被告人へ掛 明治十年一月十八日 YN 又兵衛 明治十年一月二十日 貸金催促之訴状 論地ノ地券証ハ既ニ被告人申 広島地方裁判所所蔵『却下文書』(明治十年)について(一) 明治十年一月十九日 廣島縣 印* 主 副 「小島」** 「山田」** 印 「横地安信」の丸朱印 * * * 丸朱印 丸朱印 三七B 第貳百八十七号 (二八A)【一九】【貸金催促】 候事 且印税反則ニ付訴状却下 (注窓) 該件本人請人へ係リ一時ニ請求シ (記述なし) 明治十年一月廿日 fi] 貸金催促ノ訴状 明治十年一月十七日 廣島縣備後國奴可郡 安藝国廣島水主町 副 主 □番次新□□番邸 T N 「小島」** 「山田」* 100 (100) 「横地安信」の丸朱印 * 丸朱印 丸朱印

| 農 HK 廣三郎*** *** 目次欄には | 川北村□□□□番邸 | 廣島縣備後國惠蘇郡 | | 年賦金渋滞請求之訴状 | 明治十年一月十九日 | | 副 「一色」** ** 丸朱印 | 主 「小島」** ** 丸朱印 | ബ * | 無之ニ付受理セス却下候事 | 原告タル理由 | 該訴ハ金主数名ナルニ付独〔リ〕HO臺三郎耳 | 印* *「横地安信」の丸朱印 | [二九A]【二〇】【年賦金渋滞請求】 | | | (記述なし) | [三八B] | 第貳百三十九号 | 農 TN 有一郎 | 所尾村□□□番邸 MO榮次郎 同居 | <資料> |
|------------------------|---------------------|-----------|---------------|------------|------------|-----------|-----------------|--------------------|-----------------|--------------|--------|-----------------------|------------------------|-------------------------|----------------|----------------------------|--------|-------|---------|----------|-------------------|----------------------|
| 同縣同国廣島研屋町□□□ 「MM 唐一」のみ | 商 MM 唐一*** *** 目次欄は | | 廣島縣安藝国廣島六丁目下組 | | 山代価残金請求之訴状 | 明治十年一月十九日 | | 副 「一色」** ** ** 丸朱印 | 主 「松野」** ** 丸朱印 | 一月廿三日却下 | É∏ * | 求ノ筋無之者ニ付受理セス却下候事 | 之旨申立到底違約ノ事由分明ナラサル上ハ代金請 | 本訴売買セシ地所分割境界ノ紛争アツテ他ニ証憑無 | 印* *「横地安信」の丸朱印 | 〔三〇A〕【二一 】【山代価残金請求】 | | | (記述なし) | (三九B) | 第三百貳号 「HO 臺三郎」 | 修道法学 三七巻 一号 九九 (九九) |

番邸 N H 善助方ニ寄留

商 S M

第貳百九十四号

(記述なし)

〔三一A〕【二一-二】【原告人陳述書

明治十年第貳百九拾四号 原告人左ニ申上候 山代価残金請求ノ訴御審問ヲ受

第壱条 割云々記載アルハ只ニ拾三間丈ケ 該証書中西へ拾三間分

テハ図面ノ通リ十九号杭ヨリ下タ六号 売渡シタル旨趣ナレトモ其実際ニ於

杭へ見通シ右六号杭ヨリ西へ十三間ノ処

ニ於テハ今更其分割経界ニ付異 ヨリ東悉皆売渡タル結約ナルヲ被告

議申争到庭境界紛争ノ訴ナリ尤

境界ノ証拠ハ一切無之候事

右之通相違不申上候 已上 Ξ B

広島地方裁判所所蔵

『却下文書』

(明治十年) について (一)

〔三二A〕【二二】【証書面日数字記入】

該件HDソワHDスワ宛ノ両通証書ヲ以TM

*「横地安信」の丸朱印

スワ訴出ル処HDソワ并同スワハTMスワタルノ 事由無ケレハ受理難及訴状却下候事

明治十年一月廿三日

廿三日 却下**

印*

二カ所に朱書き

*** 丸朱印

* * 丸朱印

廣島縣安藝國廣島鉄砲屋町

証書面日数字記入訴状

明治十年一月廿二日

副 主

「一色」*** 「山田」***

五百八番邸 寄留

九八 (九八)

明治十年一月廿二日

М М 唐 印印

S M 万三郎

- 383

[三三A]【三三】【売掛代金催促】 $\begin{bmatrix} \vdots \\ B \end{bmatrix}$ 第三百十六号 該訴 (記述なし) 印税規則違反ニ付受理(注30) 売掛代金催促ノ訴状 不及候事 明治十年一月廿三日 明治十年一月廿二日 /資 印 * 廣島縣安藝國沼田郡 京都府士族 料 // 副 主 関 「一色」*** 「山田」 ** 定*** 一月廿三日 **** 目次欄は「TM スワ」 *「横地安信」の丸朱印 却下** **二カ所に朱書き *** 丸朱印 *** 丸朱印 $\stackrel{\textstyle \stackrel{\textstyle \frown}{=}}{=} \stackrel{\textstyle \stackrel{}{=}}{=} \stackrel{\textstyle \stackrel{}{=}}{=}$ 第三百貳十号 〔三四A〕 【二四】 【貸米催促】 印* (記述なし) 該訴印税規則違反ニ付受理 不及候事 修道法学 三七巻 明治十年一月廿三日 貸米催促ノ訴状 廣島縣安藝國安藝郡 大須賀村千百八十三番邸 主 士族 明治十年一月二十二日 副 「山田」*** 「一色」*** NJ 常太郎 □□番次新□番邸 一 号 一月廿日三日却下** *「横地安信」の丸朱印 九七 (九七) ** 二カ所に朱書き *** 丸朱印 *** 丸朱印

竹屋村

農 奥本 敷奇男

| 九六(九六) | 『却下文書』(明治十年)について(一) | 広島地方裁判所所蔵『却下文記 |
|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| □□□□番迎 | [*] 目次欄は「ED 判次郎」 | 農 赤松 常七*** *** 目次欄は |
| 廣島縣安藝國廣島銀山町 | | 千九番邸 |
| | | 御調郡三原町 |
| 証書改換請求之訴状 | | 廣島縣備後國 |
| 明治十年一月二十三日 | | |
| | | 地券書換請求訴状 |
| 副 「松野」** ** 丸朱印 | | 明治十年一月廿日 |
| 主 「山田」** ** 丸朱印 | *** 丸朱印 | |
| 明治十年一月廿四日 | *** 丸朱印 | 副 「松野」*** |
| 印* | ** 二カ所に朱書き | 主 「山田」*** |
| 理難及訴状却下候事 | 日 却下** | 明治十年一月廿二日 一月廿三日 |
| 事実ノ相違ヲ了知スヘキ憑拠モ無之上ハ採上準 | | É∏ * |
| キトノ定約モ無ク | | 却下候事 |
| シタル旨ニテ証書改換ヲ請求スト雖〔トモ〕証書書改ムへ | | 筋合無之二付該訴受理不及訴状 |
| 該訴被告人〔二〕於テ自儘ノ証書差越シ事実相違 | | 借用金証文ヲ以地券書換請求スヘキ |
| 印* *「横地安信」の丸朱印 | *「横地安信」の丸朱印 | 印 * |
| 〔三六A〕【二六】【証書改換請求】 | | 〔三五A〕【二五 】【地券書換請求】 |
| | | |
| (記述なし) | | (記述なし) |
| [三五B] | | [三四B] |
| 第三百六号 | | 第三百十五号 |

/ 資 料 // (記述なし) 修道法学 三七巻 一号 九五 (九五)

第三百四十三号 商 KN 正次郎*** *** 目次欄は

[三六B]

(記述なし)

「KN 庄次郎」

〔三七A〕 【二七**】 【年賦金催促】**

本訴被告身代限掲示日限過去訴へ出ルヲ以テ受理セス(註2) *「横地安信」の丸朱印

却下候事 印*

主 「不明」** 「不明」**

副

** 丸朱印

丸朱印

明治十年一月廿二日

年賦金催促之訴状

廣島縣安藝國廣島榎町

六百廿九番次新十五番邸

平民 原田 東三郎***

三七B) 第三百三十九号

> * * * 目次欄は MK 和吉

〔三八A〕【三八】【貸金催促】

九円貸渡セシ旨申立テ而シテ四拾円請求スルモノニ付 原告ニ於テ本訴ノ貸金ハ被告ヨリ四拾円ノ証書受取三拾

*「横地安信」の丸朱印

訴状却下候事

主 「一色」**

* * * 丸朱印 丸朱印

副 「松野」**

貸金催促之訴状 明治十年一月廿四日

廣島縣安藝國沼田郡楠木村

□番邸

TT 為次郎

(三八B) 第三百七十八号

(記述なし)

386 -

| □(四一A)【三二】【 貸金催促 】 * 「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニークテ受理セス * 「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニー・ シテ其質仝一ナリ然ラハ明治六年第三百六十二号ニ照シ既ニ出訴期限ヲ過去リタルニルテ受理セス却下候事 印* * 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニー・ シテ其質仝一ナリ然ラハ明治六年第三百六十三号ニ照シ既ニ出訴期限ヲ過去リタルニョン・ 大田・ 「松野」** 1 | | (明治十年)について(一) | 「却下文書」 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------|----------------------|
| (四一A)【三二】【 資金催促 】 * 「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ * 「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ * 「横地安信」の丸朱印 シテ其質仝一ナリ然ラハ明治六年第三百 * * * * * * * * * * * * * * * * * * * | | | 〔四〇A〕【三〇】【買受鐵請求】 |
| | 〔四一A〕【三二】【貸金催促】 | | |
| 和A.] 【二九】【山代金取戻し】 * 「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ シテ其質仝一ナリ然ラハ明治六年第三百 シテ其質仝一ナリ然ラハ明治六年第三百 シテ其質仝一ナリ然ラハ明治六年第三百 ・ | | | (記述なし) |
| 1 (| (記述なし) | | 〔三九B〕 |
| (A.)【二九】【山代金取戻し】 * 「横地安信」の丸朱印 * * * * * * * * * * * * * * * * * * * | [四〇B] | | 第三百八十七号 |
| A.A.] [二九] [山代金取戻し] *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ シテ其質仝一ナリ然ラハ明治六年第三百%ナルニ付何レヲ以テ ** 丸朱印 ・ | 第三百八十壱号 | | |
| A.A.] [二九] [山代金取戻し] | 金子 新七*** | | |
| A.A.] 【二九】 【山代金取戻し】 | 七百八拾壹番邸 | | 廣島縣備後ノ国御調郡 |
| 九A] 【二九】 【山代金取戻し | 廣島縣安藝国廣島四丁目 | | |
| TAA | | | 山代金取戻シ之訴状 |
| (上九人)【二九】【山代金取戻し】 * 「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ * 「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ * 「横地安信」の丸朱印 お手工会ニ照シ既ニ出訴期限ヲ過去リタルヲ いテ受理セス却下候事 印* 主 「松野」** ** 丸朱印 カー・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 買受鐵請求ノ訴状 | | 明治十年一月廿四日 |
| A. | 明治十年一月廿四日 | | |
| 主 「松野」** ** 丸朱印 フク「山田」** ** 横地安信」の丸朱印 お訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ *「横地安信」の 印* ** 横地安信」の 印* ** 横地安信」の 印* ** | | | 「山田」 |
| 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1 | ЩШ ** | | 「松野」 |
| -候事 印* *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ | 「松野」** | | 印* |
| たナス可キ者乎分明ナラス仍テ受理セス 以テ受理セス却下候事だナルニ付何レヲ以テ *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ 4.1 (二九)【山代金取戻し】 * | 旬* | | 却下候事 |
| デルニ付何レヲ以テ 公年月日ノ両証ヲ掲ル上ハ一件ニ途ノ *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ | 以テ受理セス却下候事 | ^ | 根拠トナス可キ者乎分明ナラス仍テ受理セス |
| \$全年月日ノ両証ヲ掲ル上ハ一件二途ノ *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ ** | 六十二号二照シ既二出訴期限ヲ過去リタルヲ | | 結約ナルニ付何レヲ以テ |
| *「横地安信」の丸朱印 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ九A〕【二九】【山代金取戻し】 * ********************************** | シテ其質仝一ナリ然ラハ明治六年第三百 | | 本訴仝年月日ノ両証ヲ掲ル上ハ一件二途ノ |
| €p** | 本訴買受ル鉄請求ハ売掛ケ代金ノ反対ニ | _ | |
| | * | | 〔三九A〕【二九】【山代金取戻し】 |

第三百八十八号 筋無之ニ付受理セス却下候事 閣キ借主ニ非〔サ〕ルNS助右衛門外三名ヲ被告トスル 持セル旨申立ル上ハ其証ヲ 本訴請求ノ金額ハ他ニ負債主SD太郎冶ノ証書所 、四二A]【三一-二】【原告代人の陳述書 (第3) 四 B (記述なし) 貸金催促ノ訴状 / 資 中須村□□□ 廣島縣備後国芦田郡 明治十年一月廿四日 副 主 KT 郁太郎*** 料 // 「山 田 * 「松野」** 印 *** 目次欄は「TH 杢兵衛」、 「KT 郁太郎」はその代 * 丸朱印 第一条 本訴証書中本人云々記 [四三A] 【三二】【買付米請求】 右ノ通相違無申上候 已上 [四 二 B 明治十年一月廿六日 取扱ニテ取極書面ナルヲ以記載セシ者 仕候へトモ返済セサルニ付該訴被告人 ニ付全ク受人ノ旨趣ト相心得候事 別ニ地所書入レノ公証書仝人ヨリ受取所持 載ノ儀ハSD太郎次ノ借財ニテ該訴ノ外 原告代人左ニ申上候 貸金催促ノ訴御目安糺ニ付 修道法学 三七巻 KT 郁太郎* 一号 印 *「横地安信」の丸朱印

明治十年第三百八十八号

本訴被告身代限掲示日限過去訴出ル者ニ付

原告代人

受理セス却下候事 主 副 松野」** 一色 ** * * 丸朱印と張紙に朱書き 丸朱印と張紙に朱書き

月廿七日

主 「松野」**

* 丸朱印 丸朱印

貸金催促ノ訴状 明治十年一月廿六日

副

「山田」*

明治九年十二月八日

買付米請求ノ訴状

廣島縣安藝國廣島

小町千八十三番邸

吉井

士族

第三千五百八十六号

[四三B]

(記述なし)

いる

***『訴状受取録』には

代言人と表記して

[四四B] (記述なし)

廣島縣

安藝國廣島研屋町

三百五番邸

岡 謙藏*** *** 目次欄には「ST 常吉_

第四百十五号

〔四五A〕 【三四**】 【貸金催促】**

印*

本訴ハ借主三名ノ内KT八郎ヨリ貸金三分ノ一ヲ受取ルニ付

*「横地安信」の丸朱印

*「横地安信」の丸朱印 仝人ヲ除キ残ル貳名ヲ相手取ルモ右貳名ニ於テ八郎ハ借主ノ限ニ アラザルコト承諾ノ証モ之レナキ以上ハ八郎ヲ除クノ謂レナキモ

本訴ハ借主貳名ヲ置キ加印ノ者壱名ヲ相手取出訴スルモノ

ニ付受理セズ訴状却下候事

広島地方裁判所所蔵『却下文書』

(明治十年) について (一)

印

〔四四A〕 【三三】 【貸金催促】

削

訴状却下候事

ノトス依テ受理セズ

九二(九二)

アル者ナリ然ラハ原告ニ於テハ自己ノ返弁ヲ閣キ啻ニ証書ヲ請求 原被告六名ノ連借ナル旨申立ル上ハ債主へ対シ共ニ返金ノ義務 ラス其書入証ハ 本訴証書ハ地所書入証ヲ返戻スヘキ主旨ナル乎分明ナラサル耳ナ 第四百十六号 、四六A]【三五】【貸金違約 四五B) (記述なし) 貸金催促ノ訴状 / 資 寺町三百三番邸へ寄留 廣島縣安藝国廣島 明治十年一月廿六日 士族 副 主 料\/ 「松野」** 一色 ** 岡野 林藏*** 印* 「横地安信」の丸朱印 * * * 目次欄は 「HB 源三郎 * * * 丸朱印 丸朱印 印 * 然レバ該訴ハ已ニ出訴ノ権利ヲ失ヒタル者ヲ混淆スルニ因リ 請求米額ノ内売掛代有リテ月賦ノ最後明治七年三月十五日 [四八A]【三六】【貸米催促】 --ノ翌日ヨリ起算スルモ已ニ其ノ出訴期限ナル壱年ヲ過去リタリ [四六B] 第四百五十八号 筋無之ニ付受理セス却下候事 (記述なし) 貸金違約訴状 修道法学 明治十年一月廿九日 三七巻 廣島縣安藝國 山縣郡吉木村□□□ 副 主 YM 増兵衛 「山田」* 「松野」** 一号 *「横地安信」の丸朱印 九一(九一) *

スル

受理セズ訴状

丸朱印 丸朱印

| 九〇(九〇) | 『却下文書』(明治十年)について(一) | 広島地方裁判所所蔵『却下文書』 |
|---------------------------------|---------------------|--------------------------|
| | 項ハ明治六 | 第二項ハ明治六年十一月受取ルベキ者第三項ハ明治六 |
| 副 「山田」*** *** 丸朱印 | 貸付 | 該証書面分ケ書ノ内第一項ハ明治六年三月貸付 |
| 主 「粕屋」*** *** 丸朱印 | | 審問ヲ受ケ原告代人左ニ申上候 |
| f①** | 促訴御 | KD清三郎ヨリAM武左エ門へ掛ル貸米催促訴御 |
| ルノ限ニ非ズ | | 明治十年第四百五十五号 |
| 所ニ具状スルニ止リ再ビ訴出 | | 〔四七A〕【三六-二】【原告代人陳述書】 |
| 曲者ニ於テ其裁判ヲ履行セザレバ其旨ヲ裁判いる | | (注88) |
| 控訴期限ヲ過去リタル後尚 朱抹されて | | |
| 始審ノ裁判ヲ受ケタルニ〔曲者ニ於テ〕**已ニ **〔〕内五文字 | | (記述なし) |
| 印* *「横地安信」の丸朱印 | | [四八 B] |
| [四九A] 【三七】【御裁決不履行】 | 清三郎」原告代人 | 第四百五十五号 |
| | *** 目次欄は「KD | 農 KY 卯平*** |
| | | □□□□■番邸 |
| (記述なし) | | 惠蘇郡川北村 |
| [四七8] | | 廣島縣備後國 |
| | | 貸米催促ノ訴状 |
| 明治十年一月三十一日 KY 卯平 印 ・ 抹消されている | | 明治十年一月廿九日 |
| 右之通相違不申上候 以上 〔惠蘇郡〕** ** 三文字棒線で | | |
| ノ約ヲ結ビ候事 | ** 丸朱印 | 副 「一色」** |
| 右三口合算シテ該証書ノ通リ鉄ニテ月賦返償 | ** 丸朱印 | 主 「粕屋」** |
| 年三月ニ山ヲ売渡シ其十月代米受取ルベキナリ | | 却下候也 印* |

印ナリ因テ受理セズ訴状却下候也 ハ実印ヲ押用シタリト雖トモTD豊一ハ見印**ヲ押シIT傳八ハ 実印ニ非ザレバ民事裁判上証拠ニ不相立該訴証書面SG豊太郎 第四百三十四号 〔五〇A〕 【三八】 【預ケ金淹滞】 [四九B] (記述なし) 御裁決不履行之訴状 / 資 明治十年一月廿七日 鉄砲屋町五百弐番邸 廣島縣安藝國廣島 料 // 主 副 二宮 豊三郎**** 「松野」*** 「粕屋」*** *「横地安信」の丸朱印 **** 目次欄は ID 権之丞_ 見留印の留を 略したもの *** 丸朱印 *** 丸朱印 該件証書ニ於テハ他ノ両人ヨリ元利取立 五 〇 B 於テ原告へ対シ貸米淹滞ノ請求ヲ受ヘキ義 年貢方へ可次戻トノ定約ニシテ該被告ニ 第四百八十五号 テ受理不及ノ訴状却下候事 務ヲ負フ者ニ非ス仍 〔五一A〕【三九**】【貸米淹滞**】 明治十年二月一日 (記述なし) 修道法学 三七巻 預ケ金淹滞之訴状 廣島縣安藝國廣島堺町 副 主 商 NY 亀助**** 一山田 | 粕屋 一号 印* * * 八九 (八九) 横地安信」の丸朱印 **** 目次欄には KG 要兵衛 * * * 丸朱印 丸朱印

明治十年一月三十一日

明治十年一月三十一日

廣島縣

四百六十二番屋敷 安藝國賀茂郡寺家村

三宅 武四郎***

* *

目次欄は

「STD 八十七」

貸米淹滞之訴状

上小原村□□□□番邸 廣島縣安藝國高田郡 SM 久五郎***

五 B 第四百七十七号

(記述なし)

*** 目次欄には

五三B

「NY 亀助

第四百六十四号

(記述なし)

 \equiv 注 0)

凡例

「横地安信」の丸朱印

部

(1) 本稿は、『明治十年 却下文書』と題する簿冊の紹介を試

いて保管されている。その表紙には、標題の他に「番號 民第二 みようとするものである。本簿冊は、現在、広島地方裁判所にお

五號ノ一 裁判所名 廣島地方裁判所民事部 縦二四・五㎝、横一六・二㎝、厚さ四・五㎝。なお、末尾の写真 保存終期明治永久年」と書かれている。表紙の寸法は、 保存始期 明治十

年

を参照されたい。

(明治十年) について (一)

八八(八八)

393 -

【本号分 了】

〔五二A〕 【四〇】 【貸金催促】

該訴印税犯則ニ付受理(注38)

不及候事 印*

明治十年二月一日

主 「山田」**

** 丸朱印 丸朱印

副 「粕屋」**

明治十年一月三十一日

貸金催促之訴状

広島地方裁判所所蔵『却下文書』

第二五號ノ二 裁判所名 治十四年 書』(民第二五號ノ二止)が保管されている。 裁判所には、もう一冊 保存終期 明治永久年」と書かれている)。 廣島地方裁判所民事部 百自 明治十二年 至 (表紙も「番號 同十三年 保存始期 却下文 明 民

用語は必ずしも確たるものではなかったと思われる)。(中には「訴答状却下」の文言も見えるので、当時は棄却と却下のその「目次」に続く中表紙には「棄却文書編冊」と記されているようである。もっとも、後者は、標題は「却下文書」であるが、ようである。もっとも、後者は、標題は「却下文書」であるが、

は、内容上、重複する事件は無いようである。は、内容上、重複する事件は無いようである。判決原本』と時期が重なる広島地方裁判所の『明治十年(民事)判決原本のうち、部の一時保管を経て国立公文書館へ再移管された判決原本のうち、よると、全部で二○六件である。本簿冊は、かつて国立大学法学は、内容上、重複する事件は無いようである。

(2) 本簿冊に編綴されている「訴状」には、却下理由が朱書(2) 本簿冊に編綴されている「解題四にある明治八年司法省甲第十六号布達を参きされている(解題四にある明治八年司法省甲第十六号布達を参きされてい。本簿冊には、訴状の他に、当事者である原告照されたい。本簿冊に編綴されている「訴状」には、却下理由が朱書

ひとつとして、われわれには奇蹟のように思われるのである。きたことは、明治前半期の裁判所制度の草創期に関する史資料のきれらと相補関係にあると考えて、判決原本とは別に編綴して保管されてきたのであろうと推測している。従って、これら『却下文書』と銘打ったものが廃棄を免れていまに至るまで保管されて保管されてきたのであろうと推測している。従って、これら『却下文書』は、裁判所の裁判活動の中心部を示す記録として『判決原本』と裁判所の裁判活動の中心部を示す記録として『判決原本』と

受取録』(民第六号ノ三)には、 裁判の日付が記されていたからである。 なっている。いずれも『明治九年 と一二月二八日と記されている。裁判所での受付日と考えられる また、本簿冊冒頭の二件は、訴状の日付が明治九年一二月二二日 になっているので、年間を通して編綴したのではないようである。 かったことが解る の中に該当する事件番号の記録と照合することができた。そこに それらの二件は、明治一〇年一月六日に裁判がなされたことに おり、最も番号の大きい事件(第二六一二号)は、 もっとも本簿冊末尾の事件は、明治一○年三月七日付けとなって る訴状の部分四〇件を紹介する。 3 第三千八百六号」とある。 本稿は、そのうち最初の事件から一月三一日の日 当時の訴訟事件の申立て数が多 最終の受付事件は「一二月二八 本簿冊の四分の一 訴状受取録』(民第六号ノ三) 因みに、『明治九年 六月一日付け 程度にあたる。 付 のあ

そのため、本簿冊の前半に収載されている若い番号の事件につい があったこと、およびそれは既に失われてしまったようである。 頭の事件番号が「千百四十五号」なので、「民第六号ノ四」の簿冊 あり、『明治九年 訴状受取録』の続きと考えられる。しかし、冒 録』は「民第六号ノ五」及び「同六」の簿冊番号を附した二冊が 広島地方裁判所に保管されている『明治十年 訴状受取

と印刷されているものが使われている。

(5) 「訴状」は、白無地の半紙が用いられている。その訴状

たは藍の罫紙で袋綴じ、中央下部に「廣島縣」や「廣島縣裁判所

「申立書」などの用紙は、半葉一二行または一一行の黒ま

4

- ては、『訴状受取録』の記録と照合することができなかった。 本簿冊には、「訴状」のほか、当事者が「目安糺」の審問 職にある者については、その住所、氏名はそのままに表記した。 の写真を参照されたい。 余白に却下の理由が朱書きされている。なお、訴状の例は、 (6) 裁判官、代言人、職業的な代人と思われる者など、
- れている。それらはいずれも墨の手書きの文書で、袋綴じである。 り起案されたと思われる「訴状却下案(伺)」などが併せて編綴さ に際して提出した「申立書」(口供、申口など)や担当裁判官によ 「事件番号」および訴状本体に書かれている「却下理由」、とき で表記した。判読困難な文字も□□で示し、脚注でその旨を記し 伏字□□□にし、人名については姓/氏の部分をアルファベット 原告(人)、被告(人)、およびそれらの代人、証人などの個人に ついては、個人情報保護の趣旨に則り、その住所の一部について

- 395

- 推測している。 ない。被告(人)の氏名を記載した用紙は編綴に際し除かれたと いるが、本簿冊には、訴状本体に被告(人)の氏名が記されてい (7)「目次」には原告(人)と被告(人) の氏名が記載されて
- 8 用紙は袋綴じになっているが、広げれば右側の半葉には
- 読みづらい漢字には適宜ひらがなでルビを振った。 広島地方裁判所所蔵 『却下文書』

本文中の旧漢字は、住所、氏名を除いて常用漢字で表記

3

については、その記載事項も、注のなかに示すようにした。 録』の記載とを照合することができたもの(明治九年の事件番号) には「担当裁判官」や却下の「裁判日」が、朱書きされている。

た。

本簿冊中の「訴状等」に記されている事件と『訴状受取

(明治十年) について (一)

が白紙の場合は を、 (記述なし)と記入した。 左側の半葉には「丁数+B」を入れた。(B) 葉

その行数分を空け、三行以上のときは三行を空けた。 用紙の末尾に空白の行があるときは、三行以下のときは

の墨書きである。

- 上のときは四行を空けた。 次の事件との間には三行を空け、 前の丁の余白が三行以
- 状と併せて編綴されている場合は、事件番号に枝番号を付けた。 が付け、事件名は訴状等の表現に倣って書き出した。 カギ括弧で表記した。なお、事件番号は編集の便宜上、われわれ の場合、冒頭の丁数の下に、【事件番号】および【事件名】を強調 その他の文書、例えば、「原(被)告(人)の申立書」などが訴 「訴状」または「訴状却下案 (伺)」などで独立した事件
- ているため、各項目が必ずしも順序立って並んでいない。そのた るのが望ましいと考えるが、却下理由などは訴状の余白に記され 一部を並べ替えて、以下の順序で記すことにした。 「訴状」の読下しの記載の順序について。定型的に表示す

当裁判官 まず「却下理由(本文、日付がある場合はそれも併せて)」、「担 (主 某、 副某)」、「訴状提出(または受付)の年月日」、

> 朱書きである。他の三者は、原告(人)側で記入したもので、黒 記した。前二者および事件番号は、裁判所側で記入したもので、 事件名 (訴名)」、「原告(人)の住所氏名」、「事件番号」の順に

の最後尾に置いた。なお、写真を参照されたい。 が、表記にあたり、前者の方が前の位置にくることがある。また、 「事件番号」は、訴状の末尾に朱書きされているが、 なお、実際の訴状では、裁判の日付が訴状の日付より後である 本稿でも訴状

二カ所にダブることになるが、一箇だけの表記とした。なお、「訴 状却下案/伺」などの書類のみが編綴され、訴状本体が編綴され 書きや附箋に書かれたものもある。附箋や朱書きの場合、印鑑と 「却下理由」の後ろに統一した。ほとんど丸朱印であるが、朱の手 担当裁判官を示す「主

13

〇〇」の位置

ていないものについては、訴状本体は失われたようである。

- 本稿の一行の文字数が、印刷の一行の文字数を超えるときは、二 行になった。 や「訴状却下案(伺)」などはできるだけ簿冊中の体裁に従った。 14 訴状以外の書面、 即ち当事者からの 「申立書 (口供書)」
- 15 複合文字は、一字ずつに分けて記した (例、 (難) には

は等、略字の「丁」はコト、などと表記した。「トモ」、「片」は「トキ」)。その他、略記や略字は、例えば、「十」

による復刻版を併用した。(16)『法令全書』は、国立国会図書館のデジタル図書と原書房

二 個別事件についての注

改めた。以下の法令についても同じ)。 費償却仮規則」は、以下のように規定している(旧漢字は常用漢字に涯1) 明治五(一八七二)年「司法省達第十四号」(九月十九日)「訴訟入

刊朝日編『値段の明治大正昭和風俗史』一一五、一二一頁(朝日新聞は、明治元年 五十銭、同十年 四十五銭(何れも東京)とある(週銭、同十(一八七七)年 五十一銭。大工の手間賃(一人一日当り) 因みに、白米(一〇㎏)の値段は、明治元(一八六八)年 五十五る。

自ノ費用ヲ計算シテ銘々ヨリ償却セシムベシ」という規定を置いてい

郎次外一人、「冨田 次左衞門」(訴状では「治左ヱ門」)がその代人(注2)『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、原告は、KK 七

社 昭和五六年))。

「十二月廿二日 訴訟入費請求訴 原と記されている。

訴訟入費請求訴 原 賀茂郡西野村 農

代人

冨田 次左衞門

三千七百貳拾 十年一

○ 却下七百貳拾十年一月六日

掛

一色

れ、「明治十二(一八七九)年一月六日却下」とあるのは、本書の記『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、以下のように記さ欄外上部に「決二五ノー」の朱書きと朱の〇印が記されている。

(注3)

「十二月二十八日 貸金催促訴 原 摂津國堂町二丁目

載と符合している。

定め、その末尾に「右掲載スル所ノ外臨時入費有之節ハ其分トモ総テ

直者ノ難儀ニ不成様曲者ヨリ取立可申尤原告被告トモ曲直相半スル時

、裁判所ニテ双方ニ割合之ヲ償ハシムヘク且双方示談行届タル節ハ各

広島地方裁判所所蔵

『却下文書』

(明治十年) について (一)

IT 伊三郎

三千八百号 十二年一月六日

(副) 小島 〇 却下

被 賀茂郡三ツ村

HK 兼藏」とあり、

欄外上部に「決二五ノ一」の朱書きがある

明治九(一八七六)年「太政官布告第九十九号」(七月六日 は、以下のように規定している。 輪廓

「金穀等借用証書ヲ其貸主ヨリ他人ニ譲渡ス時ハ其借主ニ証書ヲ書換

ヘシムヘシ若シ之ヲ書換ヘシメサルニ於テハ貸主ノ譲渡証書有之ト

モ仍ホ譲渡ノ効ナキモノトス此旨布告候事

明治九年』七三

頁(国立国会図書館近代デジタル図書)。なお、明治九年は西暦一八

七六年にあたる

但相続人へ譲渡候ハ此限ニアラス」(『法令全書

(注5) についての裁許があったことが分かる。因みに、明治八年は西暦一八 『明治八年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、「家督出入ノ訴」

七五年にあたる。

加藤 高・紺谷浩司「明治初年、広島県庁の民事裁判について (一) 督相続妨碍控訴〕の事件として掲載されている。 五年至同九年 裁判申渡案』に【二三】〔家督相続妨碍訴〕【二四】〔家 なお、当事者間の争いについては、広島地方裁判所保管の『自明治 同書の紹介について

〔一九五~二〇二頁〕参照 ―『自明治五年至同九年 裁判申渡案』(珉第二二六号)を中心とし ——」『修道法学』第三四巻一号(二〇一一・九)一三七頁以下

> (注6) 半葉一二行藍罫紙、中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷がある。 「愬牒」という用語が使われている。「愬」は「訴」と同じ。

(注7) (注8) 半葉一二行藍罫紙、中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷がある。 明治六(一八七三)年「太政官布告第二百十五号」(六月十八日)

別紙ノ通被定候条此旨相達候事」として「代人規則」を定めた。 「人民一般商業及ヒ其他ノ事ニ因リ代人ヲ以テ契約取引等致シ候規則 その第一条は、「凡ソ何人ニ限ラス己レノ名義ヲ以テ他人ヲシテ其

は

ヲ委任スル者ハ 本人ナリ故ニ代人委任上ノ所行ハ本人ノ関係タル可 第二条 凡ソ他人ノ委任ヲ受ケ其事件ヲ取扱フ者ハ代人ニシテ其事件 キ時ハ其後見人及ヒ親族ノ者協議ノ上代人ヲ任スルヲ得ヘシ 事ヲ代理セシムルノ権アルヘシ 但シ本人幼年等ニテ其事理ヲ弁シ難

第三条 (明治九年第四十四号布告を以て、「満二十歳以上ノ者ヲ撰ムヘシ」 凡ソ代人ハ心術正実ニシテ二十一歳以上ノ者ヲ撰ムヘシ

と改正

第四条 代理スルヲ得ル者トス 云々」として、本人より実印を捺した 般ノ事務ヲ代理スル者ニシテ部理代人ハ特ニ其委任スル部内ノ事務ヲ とを明示すべきことを定めている(『法令全書 委任状を交付すること、委任状には総理代人または部理代人であるこ 代人ハ総理代人部理代人ノ別アリ総理代人ハ其本人身上諸 明治六年』三〇〇頁)。

「明治九年二月二二日の代言人規則(司法省布達甲第一号)施行後も、

完一続・日本裁判制度史論考─』信山社二○○○年一八二頁)。 うとしたことが指摘されている。(瀧川叡一『明治初期民事訴訟の研済とし、明治一三年五月一三日代言人規則の改正(司法省甲第一号布することができ、同時に受任できる件数についての制限はなかった」とし、明治一三年五月一三日代言人規則の改正(司法省甲第一号布することができ、同時に受任できる件数についての制限はなかった」として出近代言人の免許のない者がこの代人規則により当事者の代人として出近代言人の免許のない者がこの代人規則により当事者の代人として出近代言人の免許のない者がより、

- 末尾の署名の他は総て朱書きである。 (注9) 半葉一一行黒罫紙、中央下部に「廣島縣」の印刷がある。本文書は、
- (注10) 明治六(一八七三)年「太政官布告第二三九号」(七月五日)(布)

「人民相互ノ諸証書面ニ爪印或ハ花押等ヲ相用と候者間々有之候処当「人民相互ノ諸証書面ニ爪印或ハ花押等ヲ相用と候者間々有之候処当「人民相互ノ諸証書面ニ爪印或ハ花押等ヲ相用と候者間々有之候処当が、民相互ノ諸証書面ニ爪印或ハ花押等ヲ相用と候者間々有之候処当が、民相互ノ諸証書面ニ爪印或ハ花押等ヲ相用と候者間々有之候処当

簿罰則ハ来ル明治八年一月一日ヨリ施行候儀ト可相心得事」。そして 更二別冊ノ通相定メ本年九月一日ヨリ施行候条此旨布告候事 但 帳 更二別冊ノ通相定メ本年九月一日ヨリ施行候条此旨布告候事 但 帳 細を定めている。出 輪郭附)は、以下のように規定し、別冊「証券印税規則」で詳 は、以下のように規定し、別冊「証券印税規則」で詳 は、以下のように規定し、別冊「証券印税規則」で詳

の語が見えている(『法令全書 明治七年』六八~八四頁)。 取揚ケ裁判不相成事」、また、第四則第十四条において、「前数条ニ掲収揚ケ裁判不相成事」、また、第四則第十四条において、「前数条ニ掲取揚ケ裁判不相成事」、また、第四則第十四条において、「前数条ニ掲取揚ケ裁判不相成事」、また、第四則第十四条において、「 利奈規則ノ通 ○ 印紙 ○ 界同規則第一則第二条において、「 総テ規則ノ通 ○ 印紙 ○ 界

こでも「愬牒」の語が用いられている。 (注12) 半葉一二行藍罫紙、中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷がある。こ

(注13) 明治九年「司法省布達候事云々」と定め、 (注13) 明治九年「司法省布達候事云々」と定め、 (注13) 明治九年「司法省布達甲第一号」(二月二十二日 輪郭附)は、いわ

399

『訴状受取録 明治九年』(民第六号ノ三)には、第三千六百七拾五(注13) 二つの事件番号の事件が一緒に取り扱われている。れている。なお、本文中の「民法」の意味不詳。

号事件の記事は、以下のとおりである。

広島地方裁判所所蔵『却下文書』(明治十年)について(一)

十二月十九日 三千六百七拾五 貸金催促訴

NJ 文之進

十年一月十六日 却下 被

松野 副

川北

同所同町 農 SM 富藏」とあり、

番号と担当者名、却下の文字とその日付は朱書きである。 欄外上部に、「決二五ノ一」と○印が朱書きされている。なお、事件

『訴状受取録 明治九年』 (民第六号ノ三)には、第三千六百七拾六

号事件の記事は、以下のとおりである

「十二月十九日

三千六百七拾六 十年五月十五日 貸金催促訴 被

原 廣島水主町 農 NJ 文之進

同所同町 農

(注 23)

欄外上部に、「決二五ノ一 身」の朱書きと朱の○印がある。なお、 掛 松野 副 事件番号と担当者名、 川北 ○印、却下の裁判の日付は朱書きである。 SM 冨藏」とあり、

(注16) 用紙は、半葉一一行黒罫紙、中央下部に「廣島縣」と印刷されてい

(注 17 用紙は、半葉一二行藍罫紙、中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷が 用紙は、半葉一一行黒罫紙、中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注1) 用紙は、上部欄外に事件番号が記されている。「訴状」本体が何ら かの事情で失われたことによるようである。

用紙は、半葉一一行黒罫紙、中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注 20

原 廣島水主町 農

(注21

(注22) 第一条は、第一条の文字も棒線で抹消されている。棒線の墨が濃い もいわれたという(同上)。 なお、寺社奉行所では、目安を訴状といったから、同所では訴状糺と

入るか否かを決定する手続き。目安糺により訴状案を修正することに

した訴状案(=目安)の修正、すなわち目安糺を受け、訴えが審理に

「目安糺」は、江戸時代に行われたもので、訴訟人が奉行所に提出

より本目安が成立したという(石井良助『近世民事訴訟法史』三一頁

「第一条 該訴要求ノ金高ト返金

ため、特に二行目が判読困難であるが以下のように読める。

ノ済口高□□□

ある。なお、本件には、上部欄外に事件番号が記されている。訴状本

(注 24 書入質規則」(『法令全書 明治八年』 一九〇頁)。 体は失われたことによるようである。 明治八(一八七五)年太政官布告第一四八号(九月三〇日)「建物

(注 25 用紙は、半葉一二行藍罫紙、中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷が

(注 26 ある。 ある。訴状本体が失われたことによるようである。 用紙は、半葉一二行藍罫紙、中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷が

(注 28 (注27) 明治七(一八七四)年太政官布告第八一号(七月二九日)「証券印 紙規則改定証券印税規則」(『法令全書 (注27)を参照 明治七年』六九頁以下)。

用紙は、半葉一二行藍罫紙、中央下部に「廣島縣裁判所」の印刷が

- (注 29 用紙は、半葉一二行黒罫紙、中央下部に「廣島縣」の印刷がある。
- (注 30 (注27) を参照
- (注31 (注27) を参照

(注32 明治五(一八七二)年太政官布告第百八十八号(六月二十三日 は、 以下のように規定している。

所へ掲示日数ノ儀三十日ト壬申第百八十八号布告ニ及候処詮議ノ次第 布告第七十号(二月二十五日)(布)をもって、「身代限申付候節各 限済方可申付尤右之趣伝承日限中追願致候分ハ取糺処置置可致事」と を六〇日間に改めた(『法令全書 明治六年』六四頁)。 有之六十日ト改正候条此段更ニ相達候事」と布告を出して、三〇日間 して、三〇日間の掲示期間を定めたが、明治六(一八七三)年太政官 高札場等三ヶ所へ別紙案文ノ通相認メ三十日ノ間掲示致シ候上身代 「貸金銀滞出入ニ付身代限申付候節以来ハ当人宅並各府県裁判所門前

(注 34 (注33) 事項を列挙しており、本文の売掛金は第六号の「商人互の売掛金」を 指していると考えられる(『法令全書 明治六年』五六七頁以下)。 「出訴期限規則」で、第一条は六箇月限りの出訴期限の適用を受ける 用紙は、半葉一二行黒罫紙、中央下部に「廣島縣」の印刷がある。 明治六年太政官布告第三六二号(十一月五日)(布)は、いわゆる

(注 35

『訴状受取禄

明治九年』(民第六号ノ三)には、

一十二月八日

原 廣島西町二町目 士族 TD 高夫

三千五百八拾六

貸附米請求訴

代言人 吉井

護

山田 十年一月廿七日 却下 被 佐伯郡平良村 MD 寛三郎」とあり、

松野 副

欄外上部に「决二五ノ一」の朱書きと朱の○印がある。なお、事件番 号、担当者、裁判年月日および○印は朱書きである。

となっている。 訴状では「買付米」となっているが、『訴状受取禄』では「貸附米」

(注 36 刷がある。 なお、後者の用紙は、半葉一二行黒罫紙、中央下部に「廣島縣」の印 で順序を入れ替えた。従って、ページの順序が入れ替わっている。 本件は、「訴状」が「原告代人申立書」の後ろに綴じられているの

401

(注 38 (注 37 ける事項を列挙しており、本文の売掛金は「商人ヨリ商人ニ非サル者 ヘノ売掛代金」に当たるとしている。なお、(注33)を参照 いわゆる「出訴期限規則」第二条に、一年間の出訴期限の適用を受 用紙は、半葉一二行黒罫紙、中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注 39 (注27)を参照。本文中では、「犯則」の語を用いている。

附録

兀

目次([二]~[四〇])

『明治十年 却下文書』(民第二五号ノ一) 廣島地方裁判所民事部

目次(その一)

| 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 番号 |
|----------|------------------|----------------------------|---------------|---------|--------------|------------------|--------------|---------------|
| 1 1 11 1 | 九三 | 七八 | 四三 | 五. 四 | 十 年 二 | 三八〇〇 | 九年三七二〇 | 年度・番号 |
| 二重取米代価取戻 | 証書実印押捺請求 | 可受取山代価違約 | 貸金 | 貸金催促 | 貸金催促 | 貸金催促 | 訴訟入費請求 | 訴名 |
| 十年 一月 | 十年 一月 | 十年一月 | 十年 一月 | 十年 一月 | 十年 一月 | 九年十二月 | 九年十二月 | 訴状受理日 |
| 一月十一日 | 月十日 | | 月十日 | | | | | 裁判日 |
| 副松野 | 副松野田 | 副松野 | 副主一色北 | 副主松野 | 副主川色 | 副上一島 | 副小島 | 担当 |
| K S 助三郎 | S G U 重助 | M M 唐 一* | K B 茂八郎 | TD 九兵衛 | 冨田 次左衞門* | IT 伊三郎 | K K 七郎次 | 目次欄の原告 |
| K G 要兵衛 | Y I 理 郎 | K N 儀 三郎 | T D 義 | M O 清次郎 | I B 覺造 | H K 兼 造 | K S 只吉 | 目次欄の被告 |
| | 原告 原田 東三郎 | 十年一月九日 原告陳述書 *SM 萬三郎と連名 | 十年一月九日 訴状却下案伺 | 山中正雄 | *冨田 治左衞門の誤記か | | 冨田 治左エ門 | 備考(訴状記載上の原告等) |

広島地方裁判所所蔵『却下文書』(明治十年)について(一)

| 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 |
|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|---------------------------------------|----------------|----------------|--------------------------------------------------------------|----------------|------------|
| 二八七 | 二五八 | 二八〇 | 110111 | 二〇九 | 十年二〇七 | 九年三六七六 | 九年三六七五 | 一五九 | 六六 |
| 貸金催促 | 村) 要求 (切 | 家券証請求 | 訴訟入費 | 党金 (返弁方請 | 請求 年賦金·違約償金 | 貸金催促 | 貸金 | 貸金 | 貸金催促 |
| 十年一月 | | | | | 十年 一月 | | | か月十五日 | 十年八日月 |
| 一月二十日 | 一月十九日 | 一月十八日 | 一月十七日 | 一月十七日 | 一月十七日 | | 一月十六日 | 一月十五日 | 一月 九日 |
| 副主山島田 | 副 主 一 小 色 島 | 副主 小島 | 副主 川色北 | 副 主 山 松 田 野 | 副主山小田島 | 副主 川松野 | 副 主 川 松 北 野 | 副主一川色北 | 副主 松野色 |
| TN 徳造 | KS 儀右衛門 | KZ 為之助 | TG 柳平 | K B 茂八郎 | M K 和吉 | N J 文之進 | N J 文之進 | TG 尉太郎 | M 三兵衛 |
| N I 佐 一郎 | K T 元俊 | N I 平 八 | KN 桂之助 | T D 義 一 | KT 清左衞門 | S M 富造 | S M (藏 逝 | SI熊次郎 | K T 鮒次郎 |
| | 十年一月十九日 訴状却下案伺十年一月十八日 原告陳述書原告 YN 又兵衛 | 原告 奥本 數奇男 | 十年一月十七日 訴状却下案伺 | 十年一月十七日 却下案伺十年一月十六日 原告代人陳述書原告代人 II 春哲 | 原告 原田 東三郎 | 取引の取次(人) YD 耕造 | 十年一月十三日 却下案伺十年一月十二日 引合陳述十年一月十二日 引合陳述中年一月十一日 被告口供取引の取次人 YD 耕造 | 十年一月十五日 愬牒却下案伺 | 原告 商 OU 隆平 |

八(七八

| 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 |
|--------------|---------|-----------|--------------|--------------|----------|----------|------------------|------------------|-------------------------|-----------|---------|
| 三八一 | 三八七 | 三七八 | 三三九 | 三四三 | 三〇六 | 三五 | 111110 | ニー六 | 二九四 | 111011 | 三三九 |
| 買受鉄請求 | 山代金取戻シ | 貸金催促 | 年賦金催促 | 証書改換請求 | 地券書換請求 | 貸米催促 | 売掛代金催促 | 証書面日数記入 | 山代価残金請求 | 年賦金渋滞請求 | 貸金催促 |
| 十年四月 | 十年四日 | 十年四日 | 十年二日 | 十年一月 | 十年十月日 | 十年二二日 | 十年一月 | 十年一月 | 十年一月 | 十年一月 | 十年一月 |
| | | | | 一月二四日 | 一月廿三日 | 一月廿三日 | 一月廿三日 | 一月廿三日 | 一月廿三日 | | 一月二十日 |
| 副主仏野 | 副 出 松 田 | 副松野色 | 副主不明明 | 副主仏野田 | 副主仏野田 | 副主山田田田 | 副主山田田田 | 副主山田田田 | 副 主 一 色 野 | 副主一人島 | 副主小山島田 |
| N S 宇太郎 | EZ 三兵衛 | TT 為次郎 | M K 和吉 | KN 庄次郎 | ED 判次郎 | O M 數奇男 | N J 常太郎 | T M A 7 | M M 唐 一* | H O 臺三郎 | TN有一郎 |
| N T 信助 | Y U 涌内 | O N 次郎 | KU 清左衛門 | I M 才助 | T S 大雄 | ON 新八 | I I 周 平 | O G 道助 | K N 儀三郎 | FT 市九郎 | TD 清右衛門 |
| 原告 金子 新七 | | | 原告 原田 東三郎 | | 原告 赤松 常七 | | | 原告 関 定 | 十年一月二二日 原告陳述書*SM 萬三郎と連名 | 原告 細川 廣三郎 | |

注

本簿冊に編綴されている目次欄を写したものである。原告と被告双方の

広島地方裁判所所蔵『却下文書』(明治十年)について(一)

住所氏名等しか記載されていない。 氏名が記載されている。しかし本体として編綴されている訴状には原告の

40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 十年 十年 三五八六 四五五五 四六四 三八八 兀 兀 几 兀 四 四 七七七 五八 八 一六 四 五 Ŧī. 貸金催促 貸金催促 貸金催促 貸米淹滞 預ケ金淹滞 御才判不履行。 貸米催促 貸金違約 貸金催促 買付米請求 三年 三年 三年 十年一月 十年一月 十年一月 十年一月 十年一月 十年一月 九年十二月 八日 日月 日月 日月 二月 十年一月 月 日 Н 副主 松 一野 色 粕山屋田 粕山屋田 松 粕野 屋 山粕田屋 一 粕 色 屋 山松田野 松 一野 色 山松田野 山松田野 (Kに誤記か) KD 清三郎 S T 代言人 S T D N Y Υ Н Τ K G Ď M В H 要兵衛 権之丞 常吉 増兵衛 源三郎 杢兵衛 亀助 八十七 護 $_{Y}^{\mathrm{M}}$ Y G T D $_{Z}^{O}$ O N T K D M D N S A M 外二名 外一名 利忠太 恒三郎 万五郎 豊 寛三郎 武左衛門 和助 助 外一名 外一名 岩衛門 原告 KY 卯平より陳述書 十年一月三一日 原告代人 十年一月廿六日 原告代人より陳述書原告代人 KT 郁太郎 原告 原告 *訴状の標題は「御裁決不履行之訴状 原告 二宮 豊三郎 原告 原告 原告 T D S M N Y 岡野 $_{Y}^{\mathrm{M}}$ 尚 武四郎 久五郎 林藏 高夫

— 405 **—**

七六(七六)

国なるときは、訴状に記載されている氏名が代言人または代人と考え、されており、被告側の住所氏名、出身等は記載されておらず、残ってもいされており、被告側の住所氏名、出身等は記載されておらず、残ってもいる。 日次欄の氏名の者が当事者本人と推測される。訴状に記載されている氏名が目次欄に記載されている氏名が目次間の住所氏名、出身等だけが記し、原告側の住所氏名、出身等だけが記し、 本簿冊に編綴されている訴状には、原告側の住所氏名、出身等だけが記し、本簿冊に編綴されている訴状には、原告側の住所氏名、出身等だけが記し、本簿冊に編綴されている訴状には、原告側の住所氏名、出身等だけが記し、

ファベットで置き換えた。業としていると考えられる代人については、代代人は当事者本人と同様に扱い、プライバシー保護の趣旨から、氏をアル述書を提出している場合、その記載から判明した代人某として示した。 代言人は公的な職であるので、その氏名を記した。いっぽう、代人は陳

備考欄にその氏名を記した。

らない。プライバシー尊重の趣旨から、氏をアルファベットで置き換えた。一被告の氏名は、前述のとおり、本簿冊に編綴されている訴状からは分か言人と同様に扱うことにした(例、冨田治左ェ門)。

とによるものである。 氏名の記載に誤記と思われる箇所は、訴状に記載されている氏名を()

ば、貸金)に改めた。 目次の訴名欄に「仝」と書かれているものは、それぞれの訴名(例え

数字の表記法が一貫していないのは、できるだけ訴状に記載されてい

る表記に倣おうとしたことによるものである

―土地・家族・村の実証的研究―」(平成二五年度~二七年追記 本稿は、科学研究費(基盤研究(C)「日本近代法のゆらぎ

お世話になった方々に対し、深甚の謝意を表する次第であ度)による研究成果の一部である。

<執筆者紹介>

る。

加 藤 高 (広島修道大学 名誉教授) 矢 野 達 雄(広島修道大学法学部 教)

谷 浩 司(広島大学 名誉教授)

紺



五.

写.

真

(四葉)

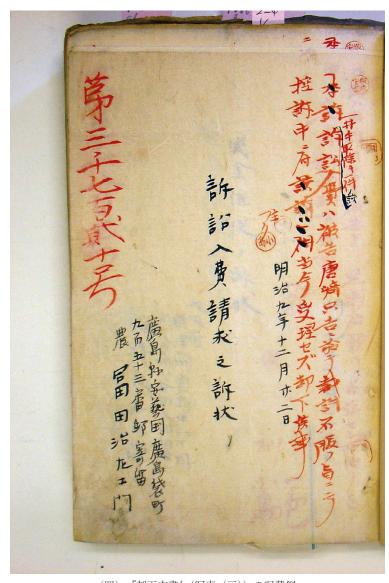
(一) 『訴状受取録』 表紙



(三) 『却下文書』 表紙



『訴状受取録』(写真(一))の記載例



(四) 『却下文書』(写真(三)) の記載例